

ウォーターPPP導入可能性調査支援業務 仕様書

安城市上下水道事業におけるウォーターPPP(レベル3.5)導入可能性調査支援業務(以下「本業務」という。)の実施について、安城市(以下「発注者」という。)と受託者(以下「受注者」という。)は委託業務の仕様を次のとおり定めるものとする。

1. 業務の目的

本市上下水道事業を取り巻く状況は、将来的に施設の老朽化に伴う維持・更新事業の増大や技術職員の減少に伴うサービス水準の低下が想定されている。このため、令和4年度より業務効率化を図る対象業務を洗い出す基礎調査や検討業務を行い、上下水道事業の維持管理業務の省力化・更新業務の効率化、中長期的な整備計画の策定に至る一連の作業を高度化することや、熟練職員が持つ高い技術力や経験の継承等の仕組みの必要性について課題として整理をしてきた。これを受け、上下水道部の工務系部署を中心に、管理・更新支援による一体的なマネジメント方式であるウォーターPPPでの民間活力を導入することで、事業のさらなる安定化に資する運営体制を構築することができると考え、事業手法の実現可能性を定量的に評価し、発注者の政策決定を支援することを目的としている。

(1) 将来目標

上下水道一体での管理・更新一体マネジメント方式でのウォーターPPP(レベル3.5)導入を検討した結果、将来的にこの事業を実施することになる受注者が達成すべき目標を次のように想定する。

- ア 内閣府、厚生労働省、国土交通省の定めるウォーターPPPの要件や方針
- イ 令和5年7月6日薬生水発0706第1号『水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について』において通知されたアセットマネジメントの水準を満たす条件で検討すること
- ウ 令和4年4月1日国水下水事第67号『下水道施設の改築について』において通知されたデータベースシステムの取り扱いを満たす条件で検討すること
- エ 令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定『PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年度改訂版)』において污水管の改築事業に係る国費支援の要件化基準年を満たすスケジュールで事業開始すること

2. 業務内容

受注者は、発注者が実施した「令和5年度 上下水道事業業務効率化検討業務委託」の成果(以下「検討結果」という。)を踏まえ、本業務の論点や課題点を具体的にしたうえで、作業方針を策定、調査を行い、実現可能な結果を導き出すものとする。また、発注者

の上下水道事業ウォーターPPP導入に際し、経営、財務及び技術的分野等に関する国内外の専門的知見及び、受注者の経験に基づく、助言などの支援を行うものとする。なお、業務の履行に際して、調査対象を所掌する職員の基本的考え方を確認し、十分に理解しなければならない。

(1) 公民連携スキームの詳細検討

ア 令和5年度検討結果の確認とウォーターPPP導入に向けた論点や課題点の確認

発注者が提供する令和5年度検討結果に関する資料から、各事業の施設、財政、組織体制、民間委託等の状況を把握するとともに、将来の事業運営を踏まえた課題を整理する。また、ウォーターPPP（レベル3.5）の導入に向けたスキーム上の論点を整理する。

イ 業務範囲・施設範囲の検討

検討結果を基に、公民連携において民間事業者等に委託する業務範囲および施設範囲を検討する。

ウ レベル3.5に関する事業スキームの検討

官民連携を受託する民間事業者等に求める組織形態や想定されるリスク分担など、ウォーターPPP（レベル3.5）において必要な事業スキームの検討を行う。

(2) 財政効果の検討

VFMの検討

市の直営での実施や従来仕様発注での概算事業費と、ウォーターPPP（レベル3.5）で実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを検討する。

(3) 民間企業の意向調査

ヒアリング等の実施

民間事業者等の事業への関心や要望事項等について把握するため、ヒアリング等を実施し、事業スキームに反映する。

(4) 報告書の作成

調査検討結果を報告書に取りまとめる。また、発注者の行う内部協議のため、令和6年10月上旬までに(1)から(3)までの結果を概略整理し、発注者の求める資料を提出すること。なお、当該協議の結果必要となる、継続業務に必要な仕様書や検討事業量などについて発注者に対し柔軟に提案するものとする。また、市民向け、議会向けの説明資料について、発注者からの要請に応じ必要な資料を提供

すること。

(5) 打合せ協議

受注者は、本業務に必要な状況把握や各部門の担当者協議のため、適宜打合せ協議を実施するものとする。なお、実施回数は、初回協議時、中間打合せ時、報告書提出時の計3回を基本とする。

3. 技術者等の配置要件

受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を実施するとともに、本業務の特質を考慮し、上下水道事業の公民連携や地方公営企業会計について専門的知識と経験を有する技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- (1) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者とし、過去10年間(平成26年度から令和5年度)に、国または地方地方公共団体が発注する水道事業及び下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ直接雇用しているものでなければならない。
- (2) 照査技術者は成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、過去10年間(平成26年度から令和5年度)に、国または地方地方公共団体が発注する水道事業及び下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に元請けの技術者として従事した経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (3) 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (4) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は相互にこれを兼任できない。
- (5) 受注者は、VFMの検討等の業務を円滑に遂行するため、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する公認会計士有資格者を配置しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務を円滑に遂行できるよう、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する技術士(上下水道部門)の有資格者を配置しなければならない。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日(金)まで

5. 履行方法

受注者は、本業務に基づいて行った確認や助言などにより作成した資料、調査等の結果等についてとりまとめ、成果物として発注者に提出する。

納入物：〔1〕報告書、〔2〕協議議事録

(A4版報告書3部及び電子データを格納したCD-R2枚)

納入期限：令和6年11月29日(金)

納入先：安城市上下水道部水道工務課

6. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、業務内容が示された計画書を作成し、速やかに発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

7. 業務計画書

受注者は、業務内容に関する計画書の作成に際し、次の項目を記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施体制・連絡体制
- (4) 工程計画
- (5) その他発注者と協議し必要とされた事項

8. その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務を行わなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたっては、日本語に堪能な者を従事させなければならない。
- (3) 本業務の具体的な業務の進め方及び本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。